

《開催日時》

平成28年4月28日(木)

《場 所》

三和公民館 1階 会議室

《付議事項》

- 議案第1号 平成28年度農用地利用集積計画(第36号)について
議案第2号 農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について
議案第3号 非農地証明申請について
議案第4号 農地法第3条による許可申請について
議案第5号 農地法第5条による許可申請について
議案第6号 農地法施行規則第17条第2項の規定による適用について

《報告事項》

- 報告第1号 農地法第3条使用貸借権合意解約について

《出席者》

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 福島 道正 | 2番 槌原 敬司 | 3番 若林 宏明 |
| 4番 伊勢村 正治 | 5番 藤井 ヨシ子 | 6番 矢田貝 幹輝 |
| 7番 日下 文子 | | 9番 小川 玲子 |
| 10番 小田 千寿香 | 11番 徳本 敬吉 | 12番 圓道 タミ子 |
| 13番 立原 孝生 | 14番 横儀 秋弘 | 15番 光末 幸司 |
| 16番 橋本 進吾 | 17番 向 靖弘 | 18番 村上 積水 |
| 19番 赤木 健二 | 20番 塚本 尚夫 | 21番 正木 正二 |
| 22番 池田 正敬 | 23番 川上 進 | 24番 伊勢村 春行 |
| 25番 大谷 省五 | 26番 小林 文雄 | 27番 佐伯 知省 |

事務局長 松本 真典

主任 堀井 徹

遅刻 なし

《欠席者》

- 8番 梶尾 英志

《開 会》

松本事務局長

(開会挨拶)

《挨拶》

佐伯会長

(挨拶)

松本事務局長

ありがとうございました。
続きまして、産業課長より平成28年度の予算説明とあわせまして挨拶をお願いしたいと思います。

瀬尾産業課長

(挨拶)

松本事務局長

(挨拶)

《欠席者報告及び総会の成立》

松本事務局長

続きまして、本日の欠席者の報告でございますが、本日の欠席者は8番の梶尾英志委員1名でございます。したがって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員数27名中、本日の出席者は26名でありますので、過半数を越えております。本日の総会が成立することをご報告申し上げます。

それでは、議事の進行につきましては、会議規則第3条の規定によりまして会長をお願いをすることとなっておりますので、よろしくお願いたします。

《議事録署名委員の指名》

佐伯会長（議長）

それでは、議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名させていただきます。

5番の藤井委員と6番の矢田貝委員両委員さんをお願いいたします。

《議事》

《議案第1号》

佐伯会長（議長）

それでは、議事に入ります。
議案第1号「平成28年度農用地利用集積計画（第36号）について」を議題といたします。
説明をお願いいたします。

松本事務局長

(事務局説明)

| | |
|----------------------|--|
| 堀井主任 | (事務局説明) |
| 佐伯会長 (議長) | ありがとうございました。 農地中間管理機構関連でございますが、集積計画についての説明が終わりました。 ご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。 どうぞ。 |
| 植原委員 | 説明書の1, 2, 3番目、一番右のところでは権利の種類で使用貸借権となっていて、これ貸借料がここへ書いてあるので、使用貸借というのは無料なところだと思うのだけど、これはどうして数字が書いてある。 |
| 堀井主任 | これは賃貸借権の設定の誤りでございます。使用貸借権ではなく賃貸借権に訂正をお願いします。 |
| 堀井主任 | 9の3, [REDACTED]・[REDACTED]と[REDACTED]さんとの契約になります。賃貸借権に変更をお願いします。 |
| 佐伯会長 (議長) | ほかにございませつか。 ないようでございますので、採決に移らせていただきます。 議案第1号「平成28年度農用地利用集積計画(第36号)について」は、異議なき旨、回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員賛成) |
| 佐伯会長 (議長) | ありがとうございました。 全員挙手でございますので、異議なき旨、回答することとします。 |
| 《議案第2号》 佐伯会長 (議長) | 続きまして、議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」を議題といたします。 説明をお願いいたします。 |
| 松本事務局長 | (事務局説明) |
| 堀井主任 | (事務局説明) |
| 佐伯会長 (議長) | ありがとうございました。 |

一部修正をお願いいたします。

11ページの10-3, 先ほどの例の関係でございます。ナビが使用貸借権の設定となっておりますが, これは貸借権, 使用を消して賃に変更をお願いいたします。

ご意見, ご質問ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

ないようでございますので, 採決に移らせていただきます。

議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」, 諮問どおり異議なき旨, 回答することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

佐伯会長 (議長)

ありがとうございました。

全員挙手でございますので, 異議なき旨, 回答をいたします。

《議案第3号》

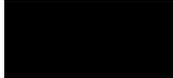
佐伯会長 (議長)

続きまして, 議案第3号「非農地証明申請について」を議題といたします。

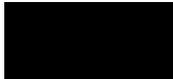
説明をお願いいたします。

松本事務局長

・・・事務局説明・・・13p～21p 写真綴り1p～13p

0-1 桑木 1件  (槌原 敬司 委員)

0-2 高蓋 2件  (佐伯 知省 委員)

0-3 高蓋 6件  (佐伯 知省 委員)

0-4 高蓋 3件  (槌原 敬司 委員)

0-5 高光 5件  (伊勢村 春行 委員)

佐伯会長 (議長)

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査をお願いいたしております。

さんの案件から調査結果のご報告をお願いいたします。

槌原敬司委員

2番の槌原敬司です。ご報告をさせていただきたいと思っております。

4月16日、佐伯委員さんとともに現地を確認に参りました。写真で見させていただきますと、写真つづりの1ページをごらんいただきたいと思います。ここに観音堂が建てられておりまして、その後ろ側に赤い線で四角をしてございますけれども、約30年前に■■■■全体を皆さんで観音堂を建設しようということで、その当時ここに集落の皆さんが全員そろって観音堂を建設されました。このときに無償提供ということで■■■■さんによれば全部を出して、その当時の登記も全部済んでいるものというふうに思っておられたようでございます。現地へ行って■■■■さんにお話を伺ってわかったわけですが、ご本人も今さらながらびっくりされているということで、もう無償提供で全部登記も済んでいるものというふうに思っておられたのでございます。非農地証明の許可依頼をされて許可がおりたならば、それを持って法務局へ行って相談をしながら対応するというにいたしております。

ご報告は以上でございます。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

次の■■■■さん、■■■■さんにつきましては、農地調査によりますB判定案件でございますので、現地調査依頼をいたしておりません。

続きまして、■■■■さんの案件をお願いいたします。

槌原敬司委員

続きまして、槌原のほうでご報告させていただきます。

これも同じく4月16日、佐伯委員さんと参りました。この写真の中にはトラクターで田というような状況が左上のところに出ておりますけれども、その田を挟みまして真向うと、それから上のほうと奥のほうというような形の中で、木が大きくなっているのが写真で見えると思います。おじいさんの代にされたことでありまして、若い人は登記簿がこういう形になっておりますけれども本当はよく知らないというような中身です。いろいろ伺っておられるというふうに思いますけど、こうしてきちんと整理をしている上で自分たちはそういったことを知らずにやってきてしまっておったということで、始末書をつけて提出をいただいております。非農地をご許可いただきたいという願いでございますので、ご審議をいただきたいというふうに思います。

以上です。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

続きまして、■■■■さんの案件をお願いいたします。

伊勢村春行委員

それでは、座ったまま失礼いたします。

去る4月21日、伊勢村正治委員さんと■■■さん、私と3名で現地のほうを確認させていただきました。これは原野というふうに見せていただいております。また、■■■さんの家の通りで■■■■■が通っているのですが、その下がまた■■■さんのものでございまして、下のほうが現在この写真つづりのほうを見ていただきますとわかるのですが■■■が■■■を通っている、11ページですが、これは細長く下に通っていますが、これは農道がついて上が県道というふうになっていますし、それからもうこれは山林というふうな見方で考えさせていただきました、そのように現地のほうも確認をさせていただきました。それぞれ5筆ございましたが山林が1筆ございまして、あとは全部原野というふうな見方をさせていただきます。

以上、ご審議のほうよろしく願いいたします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

非農地証明についての調査結果のご報告をいただきました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

ございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第3号「非農地証明申請について」、申請どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

全員賛成でございますので、申請どおり許可することといたします。

《議案第4号》

佐伯会長（議長）

続きまして、議案第4号「農地法第3条による許可申請について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

・・・議案書により説明・・・22p～32p 写真綴り p14～p24

3-2 木津和



つかもとたかお
(塚本尚夫 委員)

3-3 油木



あかぎけんじ
(赤木健二 委員)

3-4 光信



みつすえこうじ
(光末幸司 委員)

- 3-5 光信 [redacted] [redacted] [redacted] (みつすえこうじ 委員)
3-6 上豊松 [redacted] [redacted] (こばやしふみお 委員)
3-7 上豊松 [redacted] [redacted] (こばやしふみお 委員)

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

「農地法第3条による許可申請について」の説明を終わりました。

担当委員さんによる現地調査をお願いしていますので、調査結果のご報告をお願いいたします。

なお、3-2と3-3につきましては、施行規則第17条第2項の登録時点において調査をいただいていますので、今回のご報告は結構でございます。

[redacted]さんの案件からお願いをいたします。

光末幸司委員

失礼します。15番の光末です。

去る4月26日の日に小川委員さんと私の2名で現地のほうを確認させていただきました。現況を見させてもらいますと耕作されるところもあればまだ手つかずのところも多少見受けられました。関連性があるので [redacted]さんの案件を確認して見ますと、30ページの地図ですが [redacted]と [redacted]が続いていますので、写真つづりのほうで特に知ってほしいなと思っております。この当日も [redacted]さんが働いて水田の管理と仕事のほうもされていて、お忙しくされていたのでお話しはできなかったのですが、もう十何年前から [redacted]のほうへ上がってこられて耕作もしっかりされておりますので、何ら問題はないかなと思いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

佐伯会長（議長）

それでは、 [redacted]さんと [redacted]さんの案件、お願いいたします。

小林文雄委員

26番小林でございます。

去る4月14日の日に徳本委員さんと、それから事務局である堀井さんと現地の確認をさせていただきました。今話がありましたように、この地

積の調査でわかったわけですが、■■■さんと■■■さんの田がちょうど上下
でございまして、他の土地をどちらも知らずに何年も田をつくられておっ
たのか、わかりませんが。これを正常に戻すということで、どちらもきれ
いに耕作をされていらっしやる。また、正常に戻すということで問題ない
というふうに感じております。

以上でございます。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

「農地法第3条による許可申請について」の説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

ございませんか。

どうぞ。

伊勢村正治委員

伊勢村です。

■■■さんのことですが、あれ多分ご夫婦だと思うんですけども、2人の
名前が書いてあるっていうことはお二人の共同名義の農地にするというこ
とですか。

松本事務局長

一応そういうふうに申請が出てますので共同名義ということになってお
ります。

伊勢村正治委員

別に問題はないんでしょうけど。

佐伯会長（議長）

ほかにございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第4号「農地法第3条による許可申請について」、申請どおり許可
することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

全員挙手でございますので、申請どおり許可することといたします。

佐伯会長（議長）

続きまして、議案第5号「農地法第5条による許可申請について」を議
題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

・・・議案書により説明・・・33p～36p 写真綴りp25

転用所有権移転案件

5-1 ■■■ 2件 ■■■ ■■■

さえき ともよし 委員
(佐伯 知省 委員)

農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。許可要件をすべて満たしていると考えます。

佐伯会長（議長）

担当委員さんによる現地調査をお願いしております。調査結果のご報告をお願いいたしますが、これは私の担当でございますのでご報告をさせていただきます。

4月16日、榎原委員さんと一緒に調査をさせていただきました。現在耕作はされておりませんが、草刈りだけはきれいにされています。また、周辺の農地に対する影響等は全然考えられませんので、太陽光発電等につきましては周辺の田畑へ問題を発生するような状況ではないということでも何も問題はないというふうに見受けて帰りました。

なお、■■■さんが■■■さんの相続人ということになっていますが、他の相続権者方は既に相続放棄の届けも添付をされておりましたことを申し添えたいと思います。

以上でございます。

農地法5条関係の説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第5号「農地法第5条による許可申請について」、申請どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

全員挙手でございますので、申請どおり許可することといたします。

《議案第6号》

佐伯会長（議長）

続きまして、議案第6号「農地法施行規則第17条第2項の適用について」を議題とします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

・・・議案書により説明・・・p36～p44 写真綴り p26～p27

6-1 1件

つかもと たかお
(塚本 尚夫 委員)

農地法施行規則第17条第2項に基づく地区指定に係る事務処理規定により、地区指定登録の許可要件をすべて満たしていると考えます。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地調査をお願いしております。調査結果のご報告をお願いいたします。

塚本尚夫委員

失礼します。きょう本件については梶尾委員さんが担当でございますが、今日、行事の関係で欠席されておりますので、私20番塚本がかわりに報告いたします。

去る4月18日に事務局長さん、堀井さん、梶尾委員さんと申請者の
さんと私が当地を審査いたしました。耕地は畑が空き家の裏のほうにありまして、きれいに草も刈っており、また手入れもできておりました。畑は本当にきれいに刈ってありましたが、私一番これを疑問に思い見たのですが、実際こうして審査させてもらって、この後は誰が畑を空き家バンクに入られる前に管理するのでしょうかということですが、どうも私余り知っておりませんので疑問に思っております。長い間空き地を利用して、やっぱり管理する者が誰かいないと草が生えたりして耕地にならないのかという疑問を持っています、いかがなものでしょうか。その点を審議よろしくをお願いいたします。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

調査結果のご報告をいただきました。借り受け人が見つかるまでの管理の問題等を懸念するとの意見が出ております。これは、各農地等も同様に言えることだというふうに思いますが、恐らくここへ登録をする段階で、ある程度買い手希望者のめどが立ったものを登録してきているのだろうと思いますが、そうでは。

松本事務局長

今回めどは立ってないです。

佐伯会長（議長）

今回のめどが立っていないそうです。この件につきましては、まちづくり推進課のほうが窓口で空き家バンクのほうをやっていますので、許可する場合は指導してまいりたいというふうに思いますが、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

光末委員

意見じゃないですけど聞いてみたいのですが、この今の空き家バンクを登録して買い手がないというのがあるのですが、近隣の方へ、近所の人、お隣の人へお話しするというのもうまちづくりだったら。というのが、出ていると知らずに隣家の人が出たなら買ったのにと話が出たので。

佐伯会長（議長）

それは恐らく言ってないと思います、親切でないといえませんが、空き家バンクへ登録物権はインターネットで公表していますから、インターネットをお持ちの方はそれでチェックを加える以外にないのかなと思いますし、特に空き家バンクへ登録される方はこちらへ登記されていない人がされているので横の連携がとれていないです。

光末委員

隣に全然知らん人が来られるのはいいんですけど、その地域のことをしたりっていうのができるのかどうなのかというのをちょっと不安がられる人もいらっしまったので、その辺がどうにかできるのかなという。

佐伯会長（議長）

そういうようなご意見が周囲から出ておるとすれば、その旨はまちづくり推進課のほうへ何らかの対応ができるものであれば対応するようなお願いをしておきたいというふうに思います。空き家バンクは基本的に町外居住者用であり町外から人を引き込もうとしているので、広報などへ載せても余り効果がないので載せないのだろう思うのですが、競売なんかの場合は町の掲示板へやるわけですが、何かいい知恵があればそういうこともあわせて要請をします。

伊勢村正治委員

今のことに関してですが、たまにこういうことがあるんですけども、入ってはきても地区のつき合いはしないよっていうような人も中には聞くんですよ。そこら辺は一つは空き家バンクのところで、条件として地区に入ってくれるような条件もつける必要があるのではと思うのですが、どうでしょう。

佐伯会長（議長）

それは確かにそのことが空き家バンク制度へ載っていると思うのですが、この39ページ、登録申し込みでしたものも相手に対する要望事項として地域での連帯に努められる方というふうな条件をつけてありますが、入った人が我関せず全く集落の組入りもしないというのもあるのだろうとは思いますが、空き家バンクで入られた家のある自治振興会へ、地域との交流を深める努力をなさいと言い3万円と書いてあります。自治振興会へ助成金も出ておりますので、そういうことも踏まえてまちづくりへ要請します。

樋原委員 言うのは大体言いよるんじゃけど、強制力がない。強制力がないけん当人の心がけ次第になってる。

小川 玲委員 すいません、今のお話の続きですけど、私の家の周りの家の人も空き家バンクに出たんですけど、その空き家バンクに出すという時点でちょっと空き家バンクに出そうと思うんだけどというんで隣近所だけでも話してくださいれば、私はその土地は必要ないですけど、そのもう1軒隣の人は、ああそういうのが出ていたら要るんだったのにもう決まった時点で言われたんで、そんなのまちづくりで必ず空き家バンクの申請された時点で隣近所へ話をしてくださいよということを一言添えてもらえればいいのではないかと思うんです。

佐伯会長（議長） あわせて要請をしときます。強制力はないかもしれませんが、逆にこれは個人情報も秘密主義もなかろうとは思いますが、確かに言われるようにせっかくなら早うもらって駐車場にでもしたかったというのは確かにそれはあるだろうとは思いますが、まちづくりへあわせて伝えときます。

福島委員 自治会かどっかへぱっとおろしといてもらえりゃ、そこで判断する。

佐伯会長（議長） 登録する折りは自治会へは何もないわな。

福島委員 出たんじゃがという、出とるという。

佐伯会長（議長） ああ、出とるというのを。

福島委員 出とるんじゃがというんだけ教えてもらえりゃ、それこそ今度は。

佐伯会長（議長） いろいろ各部門ごとの事情もあろうというふうに思いますんで、先ほど来出ております空き家バンクに対する要望については、農業委員会でこういう意見が出たということをごまちづくり推進課のほうへ十分にお伝えをさせていただきます。

ほかにございませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第6号「農地法施行規則第17条第2項の適用について」、申請どおり登録することに賛成の挙手をお願いいたします。

（多数賛成）

佐伯会長（議長） ありがとうございます。

挙手多数でございますので、申請どおり登録をすることといたします。

《報告第1号》

佐伯会長（議長）

続きまして、報告第1号「農地法第3条使用貸借権合意解約について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

松本事務局長

・・・議案書により説明・・・議案書 p 4 2 と p 4 5

申請地 ■■■ 3筆 ■■■ ■■■

農地法第3条使用貸借権合意解約

議案第3号 非農地証明申請に伴う合意解約

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

合意解約について説明をいただきました。

ご意見ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

ないようですので、これは報告事項です、採決はとらせていただきません。申請どおり受理することといたします。

以上で本日ご提案いたします内容については全て終了いたしました。

《閉 会》